

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

高校生等の医療費の助成にかかる事務を円滑に行うため、市の保有する個人番号を当該事務に利用することについて、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 3 教育委員会の項を 1 4 教育委員会の項とし、1 2 青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の項を 1 3 青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の項とし、1 1 市長の項を 1 2 市長の項とし、1 0 市長の項の次に次の 1 項を加える。

1 1 市長	青梅市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和 4 年条例第 2 4 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第2第2項の表中11市長の項を12市長の項とし、10市長の項の次に次の1項を加える。

11 市長	青梅市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
-------	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。